



かなんブランド商品開発支援事業補助金
(令和8年度)

申請の手引き



1 趣 旨

河南町の知名度を高めるとともに、地域経済の活性化を図るため、町の特色を活かした町のブランド品となるような新たな商品・メニューの開発に必要な経費に対し補助金を交付するものです。

2 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、河南町で生産される農産物をはじめ、特産品又は観光資源を活用し、町の特色を活かした町のブランド品となるような新たな商品・メニューを開発するものとします。※（令和8年度内の完成が条件です。）

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、下記のとおりとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 設備購入費② 商品・メニュー開発費③ 試作品品質検査費④ 商品登録等経費⑤ パッケージ等の初期在庫費⑥ 店頭販売時の宣伝費⑦ 外注加工費等町長が必要と認めるもの |
|--|

※ただし、次のような経費は補助対象外とします。

- * 人件費及び建物費
- * 開発者が所有していると認められる原材料及び資材
- * 商品開発時以外の通常営業で販売する商品に関する資材、経費及び印刷物
- * 旅費（交通費、日当）
- * 一般事務費（電話代、文書発送料、文房具購入費等）
- * 販売促進のみを目的とする過大な広告宣伝費

4 補助対象者

補助の対象者は、次に該当する方です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 町内に所在する法人及び団体又は町内に住所を有する個人② 町税を完納している者③ 補助金交付後も商品の生産を継続できる者 |
|---|

※ 団体で事業を行う場合は、代表者及び構成員の過半数以上が町内に住所を有する者であること。また、町内在住の構成員の全てが町税を完納していること。

5 補助金額

補助金額は下記のとおりです。

補助対象経費	補助金額
① 設備購入費	補助対象経費の1 / 2以内 (千円未満切り捨て) ただし、1申請者あたりの 年間補助限度額は100千円とする。
② 商品開発費	
③ 試作品品質検査費用	
④ 商品登録等に必要の費用	
⑤ パッケージ等の初期在庫費	
⑥ 店頭販売時の宣伝費	
⑦ 外注加工費等町長が必要と認めるもの	

6 申請方法

別紙申請書等（町のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入し、必要書類を添えて農林商工観光課まで提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助事業計画書（様式第2号）
- ③ かなんブランド商品開発支援事業計画書（様式第2号の1）
- ④ かなんブランド商品開発支援事業収支予算書（様式第2号の2）
- ⑤ 補助事業者概要調書（様式第2号の3）
- ⑥ 町税完納証明書
- ⑦ 販売開始時から1年間の販売計画（初期在庫費・店頭販売時の宣伝費計上時のみ）

7 募集締切

令和8年12月18日（金）午後5時

※必要書類に不備がある場合は、訂正をお願いしますので、期間には余裕を持って申請書を提出してください。

8 審査方法

審査は、農林商工観光課において、①事業の具体性、②費用の妥当性、③発展性及び継続性の観点で審査します。

9 審査結果

上記の審査結果をもとに、町長が助成金の交付決定を行い各申請者に通知します。

10 補助金の事前交付

補助金の交付決定がされた場合、事業完了前に補助金を受け取ることができます。ただし、事業内容の変更、廃止と併せ、事業完了後に補助金の精算をします。

11 事前着手

申請者は、本申請時に事前着手届を提出すれば、補助金の交付決定前に事業に着手することができます。

12 実績報告

補助金の交付を受けた補助対象者は事業が完了後に下記の書類を提出します

- ① 事業実績報告書（様式第5号）
- ② かなんブランド商品開発支援事業実績書（様式第5号の1）
- ③ かなんブランド商品開発支援事業収支精算書（様式第5号の2）
- ④ 領収書その他の事業費の金額を証する書類の写し
- ⑤ 成果品（商品）の写真
- ⑥ その他町長が必要と認める書類



問い合わせ

河南町 まち創造部 農林商工観光課 商工観光係

住所 : 河南町大字白木1359番地の6
TEL : 0721-93-2500
FAX : 0721-93-4691
e-mail : nousyoukan@town.kanan.osaka.jp
HP : <http://www.town.kanan.osaka.jp>

